

## ●国民健康保険における資格証明書交付世帯の子どもに対する保険証の交付について

札幌市は、12月1日から、資格証明書の交付世帯であっても18歳未満の子どもについては、有効期限1年の保険証を交付します。

資格証明書は病院の窓口で一旦全額自己負担となるため、結果として納付義務のない子どもが必要な治療を控えるなど、受診抑制につながっているとして指摘されているところですが、この取り扱いにより、世帯主の保険料滞納の状況にかかわらず、子どもの医療機関への受診機会が保障されます。

### 1 資格証明書について

災害など法令に定める特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納して1年以上が経過したとき、通常の保険証の返還と引き換えに交付するもの。

医療機関で受診した際は一旦医療費の全額(10割)を支払った後、区役所に申請し、自己負担の割合に応じて給付を受けることになる。

※ なお、札幌市では札幌市医療費助成(乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成)の対象者には資格証明書を交付していない。

### 2 資格証明書交付世帯の子どもに対する保険証の交付について

#### (1) 実施理由

厚生労働省から子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しては、きめ細やかな対応をするよう通知があり、また、札幌市としても、世帯主の納付状況と子どもが等しく必要な医療を受けられることとは別の問題であると判断した。

#### (2) 対象者

18歳未満の子ども(18歳に達した日の属する年度の末日までは対象となる)

#### (3) 交付日

平成20年12月1日(保険証の更新日)から

#### (4) 内容

資格証明書交付世帯の18歳未満の子どもに対し、資格証明書とは別に、1年間の保険証を交付する。

### 3 参考

#### (1) 札幌市内の資格証明書が交付されている被保険者数等

16,103人(12,105世帯)ー平成20年9月15日現在

うち18歳未満の人数 984人

(乳幼児5人、小学生367人、中学生283人、18歳未満329人)

※ 18歳未満の国民健康保険の加入者数 47,328人ー平成20年10月1日現在

(2) 厚生労働省通知（平成 20 年 10 月 30 日付け）

「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（抜粋）

2 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

特に子どものいる滞納世帯については、資格証明書の交付に際して、よりきめ細やかな対応が求められることから以下の事項に留意して取り扱うこと。

(4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証<sup>※</sup>の交付に努めること。

※ 短期被保険者証—通常定める有効期限（1 年間）より、有効期限が短い保険証のこと。医療機関に支払う自己負担金など、通常の保険証と変わらない。

問い合わせ先

保健福祉局保険医療部保険年金課 木村、宮地

電話 211-2952